

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	自由民権思想と佛蘭西カルヴァン派の人々 (三)
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1934
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.13, No.2 (1934. 7) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19340721-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究

第十三卷

第二號

自由民權思想と佛蘭西カルヴァン派の人々 (三)

島田久吉

—

宗教改革の政治哲學を最よく代表し此の故に十六世紀の政治思想史に於て最も重大なる地位を占むるものなれば Jean Calvin である。(G. P. Gooch, History of English Democratic Ideas in the Seventeenth Century, p. 3. J. W. Allan, A History of Political Thought in the Sixteenth Century, p. 49. 参照)しかるに彼の學説は専門學者間に於てなへあまり研究せられてゐない。例へば Bluntchli はその Geschichte der Neueren Statswissenschaft 中に於て彼のために僅に數行を費すに過ぎず。Gump-
lowicz は單に彼の名を擧ぐるに止めしむる。(Bluntchli s. 75. Gumpłowicz, Geschichte der Staatst-

自由民權思想と佛蘭西カルヴァン派の人々

1

(242)

Heorien, s. 157) 政治思想史上に於てルーテルが相當大なる地位を與へられてゐるのに比すれば聊か不當の感なきを得ない。然共ここにカルヴァンの爲に宗教改革期に於る政治思想史上に重要な地位を主張するは決して彼自身の學說が斷然時流を壓してゐる爲でもなければ亦獨創に富める爲でもない。宗教改革家の政治思想が押しなべて中世的なものであつたことは已に度々言及した通りである。更に進んで云へば宗教改革それ自體が其の政治的方面に於ては寧ろ中世期よりも一層神學的なものであつたのである。(G. D. H. Cole, *Modern Theories & Forms of Political Organization*, p. 35) されば此の點に關しては、ルーテルもメランヒトンもツウイングリもカルヴァンも敢て變るところはない。ラスキ教授の言ふ通りカルヴァン自身に對しては大した政治的創意を求むることを得ないのである。(A Defence of Liberty Against Tyrants, a translation of the *Vindiciae Contra Tyrannos* by Julius Brutus, with an Historical Introduction by H. J. Laski, p. 10) しかれば特に茲にカルヴァンの思想を検討せんとするは他なし、只彼の徒即ちカルヴァニストがフランス、オランダ、スコットランド、イギリス、アメリカに於て政治的自由の先驅者となり近世民主主義の確立に最も貢献する處ありしを思ひ、遡つてその師宗たるカルヴァンの如何なる思想が其の種子を蒔きしかを知らんとするが故である。宗教改革それ自體の直接の結果は國家並に君主の權力を強化したに過ぎなかつた。

8
けれどもその窮極の結果は個人の自由及び民主政治の伸張に歸した。これと同じく宗教改革家の直接の教示は世俗國家並に俗界君主の権力の支持にあつたが、その窮極の結果が遂に自由民権の宣揚となつたのである。故に宗教改革及び宗教改革家の後世に及せる影響は間接であると云はなければならぬ。而して此の間接の影響に於て最も大なる動力となりしは實にカルヴァン其人であつた。

(R. G. Gattel, History of American Political Thought, p. 46. 參照)

二

カルヴァンはルーテルやメランヒトンと同じやうに王權に對する人民の絶體的服従の議論から出發する。(Institutes of the Christian Religion, Henry Beveridge translation, BK. IV, ch. xx, 22-23) 凡て人民の支配者に對する第一の義務は絶體服従あるのみである。支配者はその権力を神から授けられたものであるから神の代理者として之を尊敬しなければならぬ。ペテロが『王を尊ぶべし』と云ひまたソロモンが『我が子よ、エホバと王とを畏れよ』と云つて或は王の尊嚴を説き或は王と神とを結んで王の威嚴を神に出ずるとするが如きは皆人民の治者に對する義務を明にしたものである。また王權に服従するのは恐怖心による服従であつてはならない。ホーロ云はずや『唯怒りに縁りてのみ服はず良心によりて服ふべし』と。これ便宜的服従に非ずして良心的服従である。『蓋は神に出

(245)

でざるの權なく凡そ有るところの權は神の立て給ふ處なればなり』また『なんぢら彼等をして執政と權威ある者にとに服し且順ひ云云』等の言みな此の意味に於る使徒の絶體的命令に外ならない。已に絶體的命令なるが故に國王の仁、不仁は敢て問ふ處ではない。國王が仁慈にしてよく王者の義務を盡すも不仁にして王者の道を踏まざるも人民の側に於る服従の義務には何等異るところはないのである。しからばカルヴァンは現實に於て國王の仁慈たるべきことを豫想し之に信賴して人民に對して斯かる峻烈なる服従を要求したのであらうか。否彼と雖もしかく樂觀はし得られない。寧ろ彼の觀察はすこぶる現實的である。即ち彼に隨へば君主がよくその義務を履行し王者の務めを果すは實際は一の奇蹟たるに過ぎないのである。如何なる時代に於ても王者の或るものは其の義務を顧ずして快樂に耽り或は金錢の爲に權利、特權を賣り或は不正なる判決法令を下し或は其の浪費に充てんが爲に人民を誅求する例を見る。更に進んでは強盜の如く掠奪を行ひ婦人を害し無辜の民を虐待するものすらある。(Institutes, op. cit. BK. ch. xx. 24. 25) しからば人民をして斯かる君主を正當の君主として認めさせ之に服従するを説得するのは實に容易な業ではない。蓋し彼等は少しも神の面影を具備してゐないからである。カルヴァンは此の點を率直に認めてゐる。しかし認めてはゐるけれども之を以て彼は直に中世神學者の如く王者 Rex と僭主 Tyrannos との區別を立て後者を以て

前者の性質を喪ふたものとし之に對する服從義務の解除を論ずるものではない。否寧ろこの點に關する彼の説述は彼の服從論をして一層異彩あらしむるものである。即ちカルヴァンは以上の如き暴君に對しても猶、服從の義務ありや否やの疑問に答へて、凡て上にあつて權を持つるものに服從することに關しては最惡の暴君に對しても恰も最善の王者に對すると同様なる尊敬を拂ふべしと説いてゐる。最惡なる君主と雖も其の權力が神より授けられたるものなる限りに於ては人民は彼に對して反抗するよすがは絶體にない。曰く故にもし人民が殘忍なる君主によつて苛責せられ、奢侈貪慾なる君主によりて誅求せられ放肆なる君主によつて無視せられ即ち一言にして云へば不敬神なる君主によつて神の名に於て迫害せられる時にあつても人民のなすべきことは彼等の神に對して犯せる罪障を反省するにあるのである。蓋し神は疑ひもなく斯かる災厄を下して彼等の罪障を懲罰し給ふのである。(Institutes, op. cit. BK. IV. ch. xx. 29)かゝる暴君天譴論は彼に肇るのではない。已に聖オウガスチンは同様の説を唱へネロを以て暴君の典型なりとなし、しかもかゝる暴君に相應する人民ある時は神は敢てかゝる暴君に政權を賦與して人民を懲罰するものであると説いた。(De Civitate Dei V. 19)聖イシドールも亦治者の素質は人民の素質に適應せらるべきものとなし人民にして善良ならんか神は之に仁君を下し給ひ、人民にして邪惡ならんか神は之に暴君を下し給ふと

教示した。(Sententiae III. 48) カルヴァンの天譴論は斯かゝる思想の流れをくむものであらう。次に斯かる災厄より逃れんとするには如何なる方法によるべきか。彼に随へば斯かる災厄を免るるは人民自身のよくなし能ふところではないのである。しからば如何と云ふに此の場合にあつては人民は只偏へに神の力を請ひ願ふより外に方法がないのである。神は自ら手を下して以て人民をこの悲惨より救ひ給ふのである。ファラオの暴政に苦しめるイスラエルの民にモーゼを下したるが如きは正に之の例である。更に彼はシリヤの王クザの暴政に對してオトニエルを下せる例の外數多の例を引用して神の暴政を救ふ所以を説してゐる(Institutes, op. cit. BK. IV. ch. xx. 30.)

以上はカルヴァンの絶體服従論の大略であるが若し彼が此の議論のみを以て終るならば彼は專制君主辯護論あるひは暴君擁護論の先達たるに過ぎない。しかるに彼は之の服従論より一轉して反抗論に移るのである。即ち自己の絶體服従論に重大なる修正を加へたのである。或は服従の理由を明かにして服従の限界を示したのである。彼の反抗論は次の數行に盡きる。即ち人民が王權に服従するのは王權が神より出でたるものと云ふ唯一の理由に據るのである。言葉を換へて云へば人民は神の爲にのみ王權に服従するのである。この理由からすれば神の意志に反するが如き君主の命令には人民は服従する必要がないと云ふことになる。事實、彼の云ふところに隨へば神は諸王の王である。

故に神が一度口を開く時は總ての者は神に服はなくてはならぬ。されば君主が神の意志に反して人民に命令するが如き事あらば人民は之に服する必要はないのである。ダニエルが神の意志に添はざる君主の命を奉ぜざりしは實に此の理由に出づるのである。ペテロ云はずや『人に従ふより神に隨ふのは爲すべき事なり』。(BK. IV. ch. xx. 32) 寔に Treumann の言の如く『人に従ふより神に隨ふは爲すべき事なり』と云ふペテロの言は實に十六世紀に於るあらゆる革命的文書の出發點をなすものである。(Die Monarchomachien, op. cit. s. 68) 而してカルヴンが自ら絶體服從論に加へたる修正の根據である。彼は王權に對する絶體服從の義務を示し、一轉して實際界に於る君主の不徳を觀察し、しかも地上の政權は凡て神より生ずるものなるが故に如何なる暴君にも盲從すべきを説いたる後、更に再轉して神と云ふ最高所に立つて之の盲從に條件を附したのである。けれども一見して明なる通り彼の所説は前後矛盾の甚きものである。一方に於ては極端なる忍從を説き他方に於ては反抗の理由を擧げてゐる。絶體的服從に制限を加へれば之れ明に絶體的服從ではない。また前に於ては不敬神の君主による苛責も之を忍べしと云ひ後に於ては神慮に適はざる君主には服從する要なしと説いてゐる。かゝる矛盾撞著はなんと解釋すべきであらうか。一には彼の實際界に於ける王權の確立による統制秩序への希望と同時に之の王權の濫用に對する憤懣とが二つの相反する教示と

なつてあらはれたと見るべきであらう。二つには彼が個人の場合と公職の場合とを截然區別してゐることによつて理解せらるる。即ち彼が絶體服従を説くのは個人の場合に對してである。(BK. IV ch. xx. 31.) 個人の場合に於ては如何に神慮に叛きたる暴君に對しても決して反抗は許されない。然共公職の場合はこれと異なる。暴君放伐論の權威として屢々引用せらるる聖トスマ・アクイナスも暴君の狂暴に對しては一部人民の專斷を以てせず公の權力を以て之に臨むべしと説いてゐる。(De regimine principum, I. 6.) カルヴァンも暴君に對する反抗は公の器關を以てすべきことを論ずる。否寧ろ暴君に反抗して無告の人民を救済するは實に公の器關の使命なのである。蓋し公職は君主の貪慾横暴を制御して人民を保護するが爲に設けられたる權力である。スパルタに於ける *ephoroi* ローヤに於る *tribune* アテネに於る *demarch* 或は今日諸王國に於て集會する三部會の如きが即ち之である。かゝる人民の代表たる公職が暴君に反抗するのは彼等の職務より出づる義務である。カルヴァンは一方に於て個人の絶體服従を強調し他方に於て公の器關による反抗を是認したのである。斯かる思想が聽てカルヴィニストの人々によつて發展せしめられたるは後の歴史の語る處である。

一體カルヴァン自身がどの程度まで民主主義者と呼ばれるべきかと云ふ問題は今日に至るまで論議の種である。(G. P. Gooch, op. cit. p. 6) 第一に彼が實際問題について決定を求められた時に彼は無

抵抗主義を以て答へた。例へば Knox と Goodman がヂェネヴ、に於て其の著作を發表した時カルヴァンは凡ゆる努力を拂つて彼等との關係を斷たんとしエリザベス女王に向つて彼はノックス、グッドマンの徒の學說に反對なる旨を告げて釋明し其の書籍の刊行を禁止した。更に Coligny に與へた有名なる書翰中に於て (Zurich letters, I, 34-36) 彼は Amboise の陰謀に關して彼自身の教示を利用せざらんことを述べてゐる位である。第二に彼の性向は貴族的であつて一般大衆に對しては甚だ侮蔑的な意見を持つてゐたやうである。彼の創設した教會組織及び彼が實際に主宰したヂェネヴの統治組織は民主主義の發展すべき萌芽を藏したものであるが彼は細心の注意を以て之に制限を附してゐるのである。彼の下に於てはそは畢竟薄弱なる民主主義の上に課制せられたる強力なる寡頭政治に外ならなかつたのである。これを以て見ても彼自身が民主主義とは余程縁の遠い存在であることは争へなす。Janet の如きは彼を以て民主主義論者の中に數ふるは重大なる過誤であるとなしてゐる。(P. Janet, Histoire, op. cit. p. 29)

然共、吾人は度々述べたる通り彼が意途及び目的の中に民主主義を求めんとするものではない。ただ彼の教説中に潜める思想が當時の事情によつてカルヴァニストを刺戟し遂に近世民主主義の源泉をなした運命を想ふのである。寔に、明白なる教示を以て既存權力を擁護するに急であつたカル

ヴァンが結局、自由及び民主主義に向ふ運動に對して有力なる刺戟を與へるやうになつたのは歴史の皮肉の一である。(The Social & Political Ideas of some Great Thinkers of the Renaissance and the Reformation, edited by Hearnshaw, p. 214)

三

カルヴァンの思想は他のいづれの宗教改革家の思想よりも廣く傳播した。フランス、オランダ、スコットランド、イングランドに於るプロテスタントイズムはカルヴァン派の流義に倣つた。而して當時の各國の政情に應じてカルヴィニストが政權に對する反抗の旗幟をかかげるに及んでカルヴァンの學説は自由の伸張と結合するやうになつた。ルーテルが眞の自由に對する愛着を有してゐたと思はれるに拘らず却つて其の思想が専制の伸張に資したに反して、其の意途が權力秩序の確立にあり、その主義が何等個人の自由を主旨としなかつたカルヴァンの學説が其の追従者を通じて近世民主主義並びに自由主義の發達に寄與するに至つたのは實に面白いことである。之の事實を説明する主な理由は彼の學説が國家の迫害を受けたる少數黨によりて採用せられこの少數黨が其の壓制に對して反抗するに至つた爲である。フランスに於けるカルヴィニストは壓政に對する争闘中に捲き込まれその反抗に對する理論的根據を必要とした。彼等が反抗の政治理論を主張し専制權力を排撃せん

としたのは實にカルヴイニストが生存せんが爲の抗爭であつたのである。(R. G. Gettel, *History of Political Thought*, pp. 155-156 參照) いかなる時に於ても少數黨が其の主義主張に敗れその敵手の聲斷する國家の權力によつて不當に彈壓せらるる時は自由の旗手たるに至る運命に置かれるものである。フランスに於ける Huguenots が實にこの適例である。もし彼等が國王を長くその味方に引きとむることを得たならば、即ちシ、ルル九世にして彼等の主張に合流し之の聯結によつて彼等の主張が貫徹したならば恐らくはユグノーは立憲的新教的基礎の上に於けるフランス王國統一の動力となつたことであらう。しからばフランスは其の當時に於て丁度英國の千六百八十八年の *Whig Revolution* (名譽革命) の如き革命を見たかも知れないのである。兎に角ユグノーは其の本旨に於て決してフランス王國統一に敵意を抱いてゐたものではない。全く運命の偶然によつて敵對の立場に立つに至つたのである。遮莫、Cologne の政策は畫餅に歸ししかも其の失敗の日は實に千五百七十二年八月二十四日聖バルテルミの祭日であつた。實に聖バルテルミの大虐殺はユグノーの首領にして時の宰相たるヨリニーの畢生の努力に對する無慙なる解答であつた。而してこの大虐殺の日を以てフランスを指導せんとしたユグノーの希望は全く消失してしまつた。爾後ユグノーは敗殘の一小野黨となり四方に分散せざるを得なくなつた。或るものは難を英國に逃れ或るものは獨乙、和蘭陀に

逃避しまたはチエネツェに亡命した。已に失脚亡命せる國士に残せられたる仕事は文筆に托してその主張を江湖に訴へるにある。斯くして十六世紀の最も精彩ある反抗理論は相續して上梓せらるるに至つたのである。(Ernest Barker, Church, State and Study, pp. 75-76, A. J. Grant, The French Monarchy, vol. I. ch. iii-v. 參照)

千五百七十二年八月の悲惨事は直に澎湃たる小冊子の流行を誘致した。過激なる計畫は紙上によりて流布せられた。Nicolas Barnaud は瑞西の例に倣ふユグノー都市の聯邦組織の計畫を立案し Réveille Marin の著書は Valois 家の退位を主張しフランスに於る新教並にユグノーを救濟せんが爲に全新教君主の聯盟を希望し La France Turquie の著書は凡ての租税の支拂ひを拒否する同盟を結成せん事を提議し Le Tocsin の著者は舊約聖書中に發見せらるる神政國家に倣ふ新國家の樹立を主張した。(Allen, op. cit. 308 參照)しかれども斯かる革命的文書中にあつて斷然光彩を放つものぞ Theodore de Bèze の Du Droit des Magistrats sur leur sujets や Francois Hotman の Franco-Gallia 並びに Stephanes Junius Brutus Celta なる假名の下に著はられたる Vindiciae Contra Tyrannos である。以下順次にその反抗理論を概説せんとする。

テオドル、ド、ペーズは中世神學者の傳統に隨つて自然法もしくは神法による自然の權利の認容を前提とする。即ち神は窮極の主權者であつてあらゆる權力は神を源泉とするものである。而して神慮に適する行爲をなすが吾人の第一の義務であつて、しかも之が神が吾人に植え付けたる理性の命ずる處である。神意の法すなはち自然法を遵守すること實に吾人に課せられたる最高命令なのである。彼はカルヴァンに隨つて君主に對する人民の服従を高唱する。併し乍ら君主の權力と雖も如上の通り神より出づるものなるが故に君主も亦自然法と云ふ最高命令に服従しなくてはならぬ。而して人民の安寧利福を計るは實に君主が神より命ぜられたる使命である。蓋し吾人の內的義務の宣言たる十戒こそ自然にして不可侵なる權利の最初の宣言であつて全ての人間社會の由つて存續する所以の自然の權利を構成するものである。(Du Droit des Magistrats, p. 367) しかば君主に對する服従も自ら限度がなければならぬ。則ち君主にして若し不敬神なること又は不正なることを命じたる場合は人民は之に對して最早や服従するやうな必要はない。斯かる場合に於る反抗は正當である。蓋し神意に違つたことを命じたるは君主の側にあるからである。ペーズは斯かる反抗の哲學を主張するに當つて服従契約の説明を介入する。即ち自然の權利は人民と國王との間の契約によつて人民に保留せらるるとなすのである。人民は自然の權利を擁護するが爲に國王を設立するのである。し

からは「國王を設立する權利を有する者は又これを廢止する權力を有すべきである。而して契約を解除し、この解除によつて(服従の)義務が消滅する正當なる時機ありとすればそは正に(自然の權利の擁護と云ふ)根本的條件が破却せられた時である。」(Du Droit, op. cit. p. 367)ノーズは國王の權力を以て神に出づるなし又國王の設立を以て人民の契約に歸すと主張する。一は君主神權說であつて、他は服従契約說である。かゝる明白なる矛盾はいかに解釋すべきであらうか。この點に關する明確なる説明はこれをベーズより聞くを得ない。事實彼は何等その理由を述べてゐないのである。しかれども彼等の時代の一般思想から推して解釋するに、すべてこの時代の思想家は義務と云ふものを人生の最終の目的すなはち神に關してのみ思量したのである。單に人に對する義務と云ふ念は彼等には知られなかつたのである。單なる個人の必要そのものは他人をして神に對する義務を帯びさせるものではない。かるが故に人民は政府を設立し之に強力を附與するも眞個の權威を之に與へたのではない。人民は政府に隨ふべき義務を創る事は出來ない。蓋し凡ての義務は神に對してのみなされるべきものである。凡ての義務は神に對してのみ盡さるべしと云ふ思想は實に彼等の根本信條であつた。そこで、現實の國王はその地位と其の實權を人民より受け來るものであるけれども國王と云ふ官職に附着する權威即ち國王の命令に服従する義務は人民より出づるに非ずして神から

出づものである。人民は國王を設立する。しかれども國王の權威は神の附與する處なのである。國王の權威が神によつて附與せられたと云ふ點に於ては彼等も君主神權論者も異るところはない。ただこの權威は人民の安寧を目的としてのみ附與せらるると云ふところに彼等と君主神權論者との分岐點が存するのである。實に人民は神の爲にのみ國王に隨ふのである。故に國王が神の命に違反せるやうなことを人民に命じた時は人民の之に對する反抗は正當ならざるを得ない。

次いでペーズは國王の暴政に對する人民の反抗の方法を論じカルヴンの傳統に倣つて之を三つの場合に區別した。私人の場合、國家の公職にある者の場合、及び三部會の場合がこれである。

(*ibid.*, pp. 355-369) 人民は私人たる資格に於ては暴君の暴力に對して武力を以て起つことは出來ない。私人の場合に於ては實に絶體服従あるのみである。自ら諦めるか或は桎梏に甘じて救ひを神に祈願する外には道がないのである。しかし乍ら公共の器關として國家の官職を占むる (*Magistrats inférieurs*) 貴族、町役人 (*Ducs, comtes, maîtres, échevins*) 等は人民に對する國王の暴壓に向ふて抗爭しなければならぬ。蓋し人民は彼等の爲に創られたものに非ずして彼等こそ人民の爲めに創られたものである。彼等は人民の安寧利福を擁護して國王を監視する人民の公僕である。第三は三部會の場合である。即ち私人及び國家の官吏の上に位する人民の代表器關として三部會がある。三部會

(256)

は人民の権利の最高の擁護者であつて國王に對する有力なる制御物たる役を果さなければならぬ。國王が暴政を行ふに至る場合には斷然蹶起して之を抑壓しなくてはならぬ。蓋し三部會は國王の上に位するものである。(E. Dourmergue, op. cit. pp. 16-18. R. H. Murray, The History of Political Science from Plato to the Present pp. 150-151. Earnest Troeltsch, The Social Teaching of the Christian Churches, Eng. tr. vol. II. pp. 629-632 參照)

Theodore de Beze (Beza) は千五百十九年ブルガンディーの Vezelai に生れたる名家の出である。オルレアン及びブルヂュの大學に學び後バリの法曹會に入つた。千五百四十八年ヂェネヴァに趨いてカルヴァンの會下に参加、ローザンヌ大學の教授となりカルヴァンの秘書となつた。後カルヴァンの死後その後繼者となつたのは實に彼である。

Du Droit des Magistrats sur leur sujets がベーズの著書と判明したのは最近のことである。即ち本書は匿名の下に出版せられたる眞の著者は長く不明であつたが(例へば頭學キールケの如き)著者不明として掲げらる。Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatsleorien, S. 4.) Alfred Carier 氏の研究によつてベーズの作るべとが立證せられたのである。(Les idées Politiques de Theodore de Beze, 1900, Genève.)

五

フランソワ・オヤーンの Franco-Gallia はベーズの論調とは全く相違した議論を基調とする。即ち彼はフランスの憲政史から出發して三部會の有する最高權こそ實にフランスに於ける永久の傳統で

あり國民の遺産なることを證明せんとする。即ちオトマンに隨へば、ローマの征服以前に於けるゴールは完全なる自由の國土であつたのである。しかるにローマの桎梏が次第に忍従すべからざるに至つてゴールはフランクと提携してローマの羈束から獨立した。かくして成立せるメロヴァンジャン(Merovingien)朝及びこれに引續いたるカロヴァンジャン朝(Carovingien)の治下に於ては古代に於て人民が享有せる自由の黄金時代が復活したのである。Sacro-Sanctum Conciliumの第一の任務は實に國王の選舉及び廢位の問題であつたのである。人民も亦立法について諮詢せられ彼等が同意せる法律のみによつて拘束せられてゐたのである。しかるに第三王朝に至つて國民會議は全く消滅し茲に憲政の墮落時代を輪致するに至つた。その後、專制政治の進展と共に政治の腐敗は益々その度を増し遂に今日の事態を惹起するに及んだ。蓋し彼に隨へば一人の願使によつて治めらるる國家は人間の國家に相應しからず寧ろ獸類の國家にこそ至當なるべきものである。フランク人が王國を建設したのは國王をして彼等の自由の保護者たらしめんが爲である。而してこの目的の爲に國王を選舉制にしたのである。故に王位繼承の問題は人民の決定する處であつた。その後、世襲制度が慣習となつたけれどもこれは何等成文に規定せられてゐない。只人民の默許によつて効力を有するに過ぎないのである。國王たる地位は人民の權利にその根底を有する。そは人民によつて創設せられ人民の爲

に存在する。しからば窮極の政權を有するは國民會議である。國民會議こそ國家の目的の守護者である。故に戦争平和の問題、法律制定の問題、官吏の任命問題など凡て這般の問題は悉く國民會議の權限に屬すべきものである。寔に國民會議を開催するの自由は自然の權利の一部をなすものである。而して此の神聖なる自由を抑壓する僭主は人間の有する最も神聖なる權利を侵害するものであり全社會の羈束を破壊するものである。(Franco-Gallia, p. 310)(E. Doumergue, op. cit. p. 19. Murray, op. cit. pp. 151-154. Gooch, op. cit. pp. 11-13 參照)

Franco-Gallia はフランス王國の歴史的性質を發見せんとする最初の企てでありこれによつて王權の制限に對するユグノーの主張を正當化せんとするものである。而して其の形式はフランス史論並に憲法史論である。彼はかゝる體裁を藉りて其のポレミツクの性質を韜晦せんとしたものであらう。此の書の序文をなす献本の辭に於て彼は其の時代の悲惨なる状態を述べ且つ何人も國人の激情を宥和せんとせず寧ろ之を益、激發せんとする人士ばかりなるを嘆じてこの書を著すに至りし事情を語つてゐる。而して之の悲惨なる状態を救済すべき彼の對策は實に古代憲政への復歸にあるのである。しかれども之の書の憲政史としての確實性は甚しく乏しいものである。歴史的事實から検討すればオトマンの全大系は徹頭徹尾虛構であると云はざるを得ない。この書が敵味方に贏ち得たる名

聲は實にその政見と著作自身の個人的運命に歸せべきものであつて、その内在的眞理に歸するのではなす。(Robert von Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, B. III. S. 42) しかしながら Franco-Gallia の重大性はその學問的價值にあるのではなく、ユグノーの檄文として歴政排撃の思想醸成に最も大なる貢獻をなしたる點にあるのである。しかも本書はイギリスに渡り古代の憲法的自由を主張せんとしたホイグ黨にまで多大のインスピレーションを與へたのである。

(Barker, op. cit. p. 77) (未完)

Francois Hotman (Hottanus) は千五百二十四年パリに生れ彼の父ピエール・オトマンは國王駁論法廷 Parlement の評定官であつた。彼はオルレアンに於て法律を學び學位を得てパリに歸り數年間法曹界にあつたが千五百四十六年パリ大學のローマ法の講師となつた。しかるに其の翌年新教に改宗しパリを逃れてローザンヌに趨きカルヴァンの推薦によつてローザンヌ大學に教鞭をとつた。其の後ストラスブル・及びヴァランスの大學に轉じ千五百六十六年、大法律學者 Jacques Cujas の後を受けてブールヂュの教授となつた。聖バルテルミの大慘劇は彼をして永久に祖國を捨てて瑞西に亡命せしめ千五百九十年ブーゼルに於て窮乏の裡に死去した。法律學者としては彼はキニザスの學派に屬し *Commentarii in XXV cicerois nobiliores orationes, commentatio triplicita ad libros fendorum, Aultrichonian, De gradibus cognationis* 等の著作がある。その政治上の著書たる Franco-Gallia の序言に於ては後キルトンの民衆論にも比すべきと稱せられてゐる。(Bioaille, *Etude sur Francois Hotman, Reynolds, Proponents of Limited Monarchy in Sixteen Century France*, Columbia University, *Studies in History, Economics, and Public Law*, 1931. No. 334 卷四)

自由民權思想を佛蘭西カルヴァン派の人々